

10. 指定希少野生動植物種

(環境省及び北海道のホームページより抜粋)

概要

指定希少野生動植物種とは、希少野生動植物種のうち、特に保護を図る必要があると認めて指定された野生動植物種のことです。

北海道では、現在、27種(植物23種、昆虫4種)の希少野生動植物が指定されています。

(国内)希少野生動植物種とは、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき、国内に生息・生育する絶滅のおそれのある野生生物のうち、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種(または亜種・変種)として指定された野生動植物種のことです。

国内希少野生動植物種は、令和4年1月24日現在、427種の野生動植物種が指定されています。

指定希少野生動植物種における捕獲等の禁止

指定希少野生動植物種の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。(北海道生物の多様性の保全等に関する条例第45条)

- (1) 第47条の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合
- (2) 人の生命又は身体の保護その他の規則で定めるやむを得ない事由がある場合

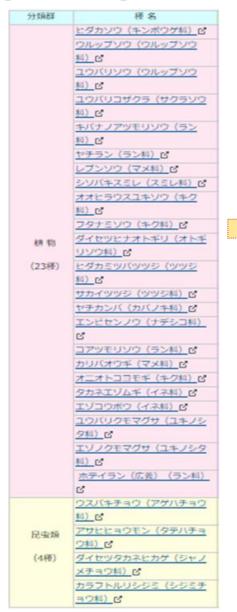
同条例第47条 学術研究又は繁殖の目的その他規則で定める目的で指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。



10. 指定希少野生動植物種

(北海道のホームページより抜粋)

[指定種一覧]



「指定希少野生植物種」

ユウバリソウ 学名 Lagotis takedana





[指定希少野生動物種]

ウスパキチョウ 学名 Parnassius eversmanni daisetsuzanus

[画像1] 画像は省略

[分布図なし]

※動物種に関する区域を表した 図面は見つかりませんでした。

※区域詳細の図面は 見つかりませんでした。



11. 重要海域

(環境省のホームページより抜粋)

概要

重要海域とは、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」の俗称のことです。

海洋の生物多様性の保全と持続可能な利用の推進に資することを目的に「生物多様性の観点から重要度の高い海域」が抽出されました。

この「生物多様性の観点から重要度の高い海域」は、わが国周辺海域の生物多様性を保全していく上で重要度が高い海域を、生態学的及び生物学的観点から、科学的そして客観的に明らかにしたものです。

平成23年度からの3年間にわたる検討の結果、沿岸域では270カ所、沖合表層域では20カ所、沖合海底域では31カ所が抽出されました。

重要海域における注意点

- ・海域の抽出は、「海洋生物多様性の保全の推進と持続可能な利用に資する」という目的のもと、「生態学的・生物学的な観点」から行っており、生物学的・生態学的な観点から設けた基準に当てはまる海域を抽出しているため、 生物多様性の観点から重要度の高い海域にはしていません。
- ・<u>国立公園などの保護地域の存在は何らかの重要性を示唆していますが、保護地域の設定そのものは社会的な営</u> 為であり、直接に生物学的・生態学的な重要性を示すものではありません。
- ・抽出した区域がそのまま規制等を含む海洋保護区などの保全施策を行う対象になるものではありません。



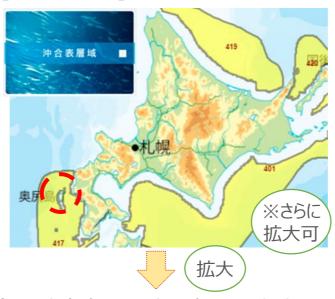
11. 重要海域

(環境省のホームページより抜粋)

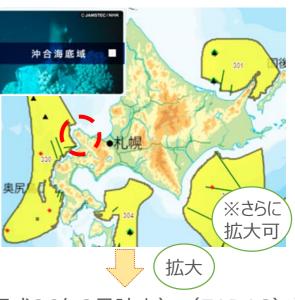
[沿岸域]



[沖合表層域]



[沖合海底域]



[生物多様性の観点から重要度の高い海域環境省自然環境局自然環境計画課(平成26年3月時点)(EADAS)]









12. 重要里地里山

(環境省のホームページより抜粋)

概要

重要里地里山とは、「生物多様性保全上重要な里地里山」の略称のことです。

環境省では、さまざまな命を育む豊かな里地里山を、次世代に残していくべき自然環境の一つであると位置づけ、 「生物多様性保全上重要な里地里山」(500箇所)を選定しました。

選定された「重要里地里山」は、地域におけるくらしや営み、保全活動等の取組を通じて守られてきた豊かな里地里山を広く国民のみなさまに知ってもらうためのものです。

また、地域における農産物等のブランド化や観光資源などにも、広く活用できるものと考えています。

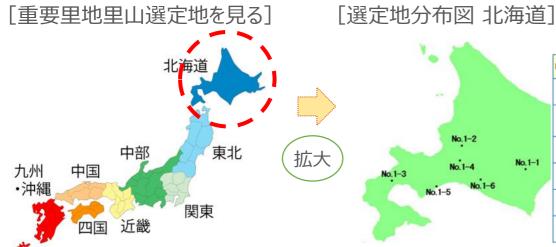
重要里地里山における注意事項

- ・地域を取り巻く社会的・経済的条件の変化により里地里山の保全活用のあり方は変化していく場合もありますが、 今回の「重要里地里山」の選定により、地域の人々のくらし、農林業の営みや土地の利活用等に対し新たな制約 や規制等を生じさせるものではありません。
- ・各主体に、これまでと同様の方法で里地里山を管理し続けることを義務付けるものでもありません。
- ・「重要里地里山」の土地の立ち入り等に当たっては、事前に承諾を得ることが必要な場合があります。



12. 重要里地里山

(環境省のホームページより抜粋)



選定地の所在地および名称

選定地の所任地および名称							
No.	選定地の所在地(市区町村)	選定地の名称					
1-1	帯広市、河西郡芽室町	帯広の森					
1-2	美唄市、岩見沢市、樺戸郡浦臼町、樺戸郡新十津川町、空知郡奈井江 町、砂川市	宮島沼および周辺湖沼群周囲の農地					
1-3	寿都郡黑松內町	ブナ北限の里「黒松内」					
1-4	夕張郡栗山町	ハサンベツ里山					
1-5	白老郡白老町	荻の里自然公園とウヨロ川周辺					
1-6	沙流郡平取町	沙流川流域					

[選定地(例:ブナ北限の里「黒松内」)]

No.	1-3
名称	ブナ北原の巣「麻松内」 カボ カ
ふりがな	ぶなほくけんのきと「くろまつない」 (964)
所在地	北南西井都樹寨松山町
選定基準1	(##) (##)
選定基準 2	(MEM)
選定基準3	(流当) 5 人 (流当)
湖岸理由	果太川を中心に、森と川と海のつながりが利川、緑原、県地や森林などがつながり合うま アユ、サケ、サクラマス、カシカなどの通し (北海道における選定の親点:自然の荒みに 配添)
	・ 中部系統は第6とデータベース終題 (以下省略) オープンスクール (中間を終行まつり) ・ 大然アユ中部第6と発現・存得地 (以下省略)

[生物多様性保全上重要な里地里山(EADAS)]





13. 重要湿地

(環境省のホームページより抜粋)

概要

重要湿地とは、生物多様性の観点から重要度の高い湿地のことで、湿原・干潟等の湿地の減少や劣化に対する国民的な関心の高まり、ラムサール条約における湿地定義の広がりなどを受けて、ラムサール条約登録に向けた礎とすることや生物多様性の保全の観点から重要な湿地を保全することを目的に選定・公表された湿地のことです。重要湿地は、平成13年に選定され、平成28年度に見直され、現在、「共通の選定基準」と「生物分類ごとの基準」の二つの基準によって、633湿地が選定されています。

重要湿地の共通の選定基準

- ・基準1:湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・砂浜・マングローブ湿地、藻場、サンゴ礁等の生態系のうち、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している場合
- ・基準2:希少種、固有種等が生育・生息している場合
- ・基準3:多様な生物相を有している場合(ただし、外来種を除く)
- ・基準4:特定の種の個体群のうち、相当な割合の個体数が生育・生息する場合
- ・基準5:生物の生活史の中で不可欠な地域(採餌場、繁殖場等)である場合

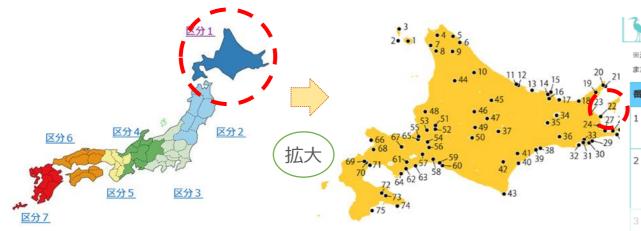


13. 重要湿地

(環境省のホームページより抜粋)

[日本地図から重要湿地を見る]

[選定地分布図 北海道]



重要湿地選定地の所在地および名称 北海道

※湿地名を選択すると各湿地の詳細情報をみることができます。

また、表内の番号は、重要湿地整理番号を示しており、地図に示された丸印と対応しています。

۰	番号	市町村	湿地名
,	1	利尻郡利尻富士町	利尻島湿地群
	2	利尻郡利尻町・利尻富士町, 礼文郡礼文町	利尻島・礼文島周辺沿岸
	3	礼文郡礼文町 ()	大下省略)



拡大

「低層湿原、塩性湿地、藻場】



[生物多様性の観点から重要度の高い湿地(EADAS)]





14. 水質の汚濁に関する指定湖沼及び指定地域(湖辺環境保護地区)

(湖沼水質保全特別措置法より抜粋)

概要

指定湖沼とは、都道府県知事の申出に基づき、環境基本法第16条第1項の規定による水質の汚濁に係る環境上の条件についての基準が現に確保されておらず、又は確保されないこととなるおそれが著しい湖沼であって、当該湖沼の水の利用状況、水質の汚濁の推移等からみて特に水質の保全に関する施策を総合的に講ずる必要があると認められるものとして、環境大臣が指定した湖沼のことです。(湖沼水質保全特別措置法第3条第1項)

指定地域とは、指定湖沼の水質の汚濁に関係があると認められる地域について、環境大臣が指定した地域のことです。 (湖沼水質保全特別措置法第3条第2項)

都道府県知事は、湖沼水質保全基本方針に基づき、指定湖沼の水質の保全を図るために、湖沼の水辺地及びこれに隣接する水域のうち、植物が生育している地区の自然環境を保護する必要があると認めるときは、当該地区を"湖辺環境保護地区"として、当該指定湖沼に係る指定地域内に指定することができる。 (湖沼水質保全特別措置法第29条第1項)

湖辺環境保護地区内における行為の届出等

<u>湖辺環境保護地区内</u>において、<u>次に掲げる行為</u>をしようとする者は、都道府県知事に対し、行為の種類等その他環境省令で定める事項を**届け出なければならない**。(湖沼水質保全特別措置法第30条第1項)

- 一 植物を採取し、又は損傷すること
- 二 水面を埋め立て、又は干拓すること
- 三 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること

四 前三号に掲げるもののほか、湖辺環境の保護に支障があると認められる行為として政令で定める行為をすること 都道府県知事は、指定湖沼の湖辺環境を保護するために必要があると認めるときは、湖辺環境保護地区内において前項の規定により届出を要する行為をしようとする者又はした者に対して、その湖辺環境を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。 (湖沼水質保全特別措置法第30条第2項)



14. 水質の汚濁に関する指定湖沼及び指定地域(湖辺環境保護地区)

(環境省及び北海道のホームページより抜粋)

水械区⇔ N.D新刑佰日

[指定湖沼位置図]



[指定地域位置図]

道内には指定湖沼が ないため割愛 「湖辺環境保護地区内位置図】

道内には指定湖沼が ないため割愛 [(参考)環境基本法第16条の規定に基づく生活環境の保全に関する環境基準の水域類型指定状況]

			水域ID	水域区分	N·P類型項目	
水域		T= 14 +		類型区分	N·P類型区分	
小場コー	水域名	環境基 準地点		達成期間	N·P達成期間	備 考
7° T	小戏石	名		指定年月日	N·P指定年月日	V# 75
1.		1		告示番号等	N·P告示番号等	
					N・P類型区分コード	
	2 支笏湖	ST1	2001000000010	湖沼	Р	
		ST2	2001000000020	AA	I	全窒素については当分の
502				イ	イ	間、適用しない。H13.5.7
302				1972/4/1	1984/11/29	第822号で「AA」を「湖沼
				道第1093号	道第2062号	AA」とする
					21	
		ST1	2002000000010	湖沼	Р	達成期間について、pH以
		ST2	2002000000020	AA	I	外の項目は、AA-イ。ま
503	3 洞爺湖	ST3	2002000000030	/\	イ	た、全窒素については当
000				1972/4/1	1984/11/29	分の間、適用しない。
				道第1093号	道第2062号	H13.5.7第822号で「AA」
					21	「湖沼AA」とする。
		ST1	2003000000010	湖沼	Р	・ 全窒素については当分の
	4 大沼	ST2	2003000000020	Α	Ш	
504				イ	1	間、適用しない。H13.5.7
304	// ///			1972/4/1	1987/4/20	第822号で「A」を「湖沼A
				道第1093号	道第 620号	とする。
					23	
		ST1	2004000000010	湖沼	N.P	
		ST2	2004000000020	AA	Ш	
505	5 阿寒湖	ST3	2004000000030	イ	イ	H13.5.7第822号で「AA」
303				1972/4/1	1986/1/13	「湖沼AA」とする
				道第1093号	道第 44号	
					13	
		ST1	2008000000010	湖沼	Р	
	6 屈斜路湖	ST2	2008000000020	AA	I	。 Hについては、適用しな
506				イ	イ	い。また、全窒素につい
000				1973/3/15	1984/11/29	は当分の間、適用しない
				道第 642号	道第2062号	
					21	
	7 然別湖	ST1	2010000000010	湖沼	Р	
		ST2	20100000000020	А	I	
50.7			(1)	一小师	\ 1	全窒素については当分(
507				下省略	1984/11/29	間、適用しない。
				道第2062号	道第2062号	
					22	++.